

令和5年度茨城県後発医薬品の使用促進に係る  
ワーキング・グループ設置要領

(目 的)

第1条 茨城県内における後発医薬品の使用促進に向けた具体的な方策等について検討するため、部内関係課及び関係団体等からなる茨城県後発医薬品の使用促進にかかるワーキング・グループ（以下「WG」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 WGは、以下の事項を検討する。

- (1) 茨城県後発医薬品の使用促進検討会議から指示された事項
- (2) 後発医薬品の使用促進に係る事業計画案の策定
- (3) 後発医薬品の使用促進を図る具体的な方策
- (4) 情報収集及び分析
- (5) その他後発医薬品の使用促進に関する事項

(構 成)

第3条 WGメンバーは、別記に掲げる団体及び課所の役職員をもって構成する。

2 WGには、グループ・リーダーを置き、WGメンバーの互選によって定める。

3 グループ・リーダーは、WGの業務を総括する。

4 グループ・リーダーに事故あるときは、あらかじめグループ・リーダーの指名する者がグループ・リーダーの職務を代行する。

(任 期)

第4条 WGメンバーの任期は、要領の施行日から令和6年3月31日までとする。

(会 議)

第5条 WG会議は、薬務課長が招集し、グループ・リーダーが主宰する。

2 グループ・リーダーが必要と認めるときは、WGメンバー以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 WGの庶務は、薬務課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGで協議のうえ定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 別記

県医師会	1名
県歯科医師会	1名
県薬剤師会	1名
県病院薬剤師会	1名
全国健康保険協会茨城支部	1名
保健政策課 国民健康保険室	1名
福祉政策課（保護担当）	1名
薬務課	1名
（計8名）	